

人勤コメントは例年通り、追及の結果

省にしっかりと伝える

東海建設支部は七月二四日、人事院勧告に関する局長交渉を実施しました。冒頭委員長から人事院勧告に関する要求、増員、地方分権・出先機関の廃止についての指摘に対し、局長は「大きな災害がなかったが、各地の災害対策や水防演習に協力いただけて感謝する。」と発言するとともに人事院勧告については、「本省に伝える」と回答、それに対して組合側が追及しました。

実質賃金との官民比較 再任用・期間業務職員の処遇改善を



局長姿勢を追及する建設支部

人事院勧告では、ポイントとして①給与法の俸給ではなく、実支給賃金での比較を求める、②ペテラン職員の賃金水準改善、③再任用職員のまともな賃金水準の確保、④期間業務職員の賃金・休暇制度の改善をの四店について局長の姿勢を回答するよう求めました。これに対し局長は「人

事院勧告コメントどおりだが、今話を聞いた、事務所長からも話は聞いているので、実情は本省に伝えていきたい。働きやすい風通しの良い職場にしていきたい。」と月並みの回答を行いました。これに対し支部では、実質賃金が低いのに俸給と比べるのとおかしい。「聞いたことを伝える」だけでは困る。国難と行っていたが、復興予算の目的外使用やっている。ちゃんと使われていないなら返して欲しい。東日本の震災での貢献が評価されていない。人事院に

「局長コメントの要旨」

- ・人事院勧告について皆様のご要望・ご意見をお聞きした。・毎年の給与改定については、第三者機関である人事院が官民比較の調査などの結果に基づき判断するものであることから、人事管理上の問題ができるだけ少なくなるようにしていただきたいとの考えであると聞いている。
- ・本省としては、職場の実情や職員の士気の確保の必要性和人事院に説明するなど、適切に対処していると聞いている。
- ・人事院勧告に関するご要望・ご意見については本省に伝える。その後、本省において適切に対処されるものと考えている。
- ・その他のご意見・ご要望については、私なりに判断して適切に対処して参りたい。

高規格道路管制センターの

労働条件はこれから

高規格幹線道路管制センターにおける休日も含めた二四時間体制の管制について「五月二七日よりフル稼働になり、職員は日勤のAと日と夜勤を月五回ずつ担当することとなっているが、夜間や土日も拘束され、家庭生活にも影響が大きく、必要な機器の整備も間に合わない中、職員の健康管理に問題はないのか。また関東、近畿、北陸になく、なぜ中部に設置されるのか」と当局を追及。当局は、「健康診断や特別健康診断を実施しており、毎週の健康相談、カウンセリングも活用してもらいたい。中部は管理延長が七路線一五kmあり有料道路と直結する箇所が多いためと聞いている」と回答。「事務所・出張所の上にセンターが設置され、センターの職員に



建設支部との団交で真剣に話を聞く地整当局

人事院は約五〇名の採用が可能と発表 各分会では事務所当局に追及を!

増員については、人事院の責任で、大卒二種が四七名と公表されており、合計で五〇名近くの採用ができると考えている現在の職場の欠員状況などを考えると至急の課題となるがどのようにしていくか聞きたい。この指摘については、採用抑制は撤廃されている、中部地方整備局の役割が果たせるように真に必要な要員

道州制 各界へ整備局の 必要性を訴える

道州制については、わかる範囲での局長の見解を聞きたいとの質問に、「今回政権が変わり広域連合から道州制が議論されている。整備局の存続が関心事になると思っている。各界へ整備局の必要性を訴えて存続をいつていきたい」と努力姿勢を表明しました。

今年の「女性の登用」は配慮した

女性の登用について女性の割合が五級以上で二・五%以上を女性でという当局が定めた目標を達成できていないことに関し、九時、十時までの残業も当たり前という職場の状況を

のキャリアアップは望めない。母性保護をテーマにセミナーをやるだけでなく、仕事の負担を工夫して働きやすい職場となるよう管理職の意識も変えることが必要だ。地整としてのビジョンは述べました。